

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書
(自 令和6年 4月 1日 至 令和7年 3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 社会医療法人喜悦会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☒ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 福岡県福岡市南区向新町二丁目 17 番 17 号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 昭和34年 8月25日
- (4) 設立登記年月日 昭和34年 8月26日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	朔 啓二郎	
理 事	井上 史子	
同	下川 敏弘	
同	辛島 聡志	
同	吉村 寛志	那珂川病院管理者
同	樋口 広行	
同	中村 桂	
同	木村 専太郎	
同	井上 健	
同	池田 泰治	ちくし那珂川病院管理者
同	下川 尚子	
同	楠原 正洋	
同	長沢 浩成	
同	渡邊 昭博	二日市那珂川病院管理者

監 事	松原 安宏	
同	小河 清裕	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	那珂川病院	4011219138	福岡県福岡市南区向 新町二丁目 17-17	一般病床 112床 療養病床 46床
病院	ちくし那珂川 病院	4011819242	福岡県那珂川市仲 2 丁目 8-1	一般病床 99床
病院	二日市那珂川 病院	4011711464	福岡筑紫野市二日市 中央 3-6-12	一般病床 14床 療養病床 36床

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
那珂川病院居宅介護支援事業所	福岡県福岡市南向新町二丁目 18 番 20 号	
那珂川病院デイサービスセンター清和	福岡県福岡市南区柳瀬一丁目 31 番 11 号	
那珂川病院訪問看護ステーション	福岡県福岡市南向新町二丁目 18 番 20 号	
オレンジデイサービスセンター	福岡県那珂川市片縄北三丁目 17 番 7 号	
那珂川病院オレンジハウス清和	福岡県那珂川市片縄北三丁目 17 番 7 号	
オレンジヘルパーステーション	福岡県那珂川市片縄北三丁目 17 番 7 号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- | | |
|------------|--|
| 令和6年 3月29日 | ①令和6年度の事業計画及び収支予算案承認の件
②令和6年度行事予定の件
③理事長交代の件 |
| 令和6年 6月26日 | ①令和5年度決算承認の件
②役員改選の件
③理事報酬の件
④法人所有不動産売却の件
⑤賞与資金借入れの件 |
| 令和7年 3月28日 | ①令和7年度事業方針及び収支予算案承認の件
②令和7年度の借入残高最高限度額承認の件
③理事報酬減額の件 |

注) (5)、(6) については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、振込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合は、当該医療法人名をすべて明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(9) そ の 他

注) 当該会計年度内の工事、機器購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。

様式第三号

法人名 社会医療法人 喜悦会
所在地 福岡県福岡市南区向新町二丁目17番17号

※医療法人整理番号 00061

財 産 目 録
(令和7年3月31日現在)

1. 資 産 額	6,391,366 千円
2. 負 債 額	5,892,370 千円
3. 純 資 産 額	498,996 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,365,528
B 固 定 資 産	5,025,838
C 資 産 合 計 (A + B)	6,391,366
D 負 債 合 計	5,892,370
E 純 資 産 (C - D)	498,996

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第二号

法人名 社会医療法人 喜悦会
所在地 福岡県福岡市南区向新町二丁目17番17号

※医療法人整理番号 00061

損 益 計 算 書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	5,055,703
2 事業費用	5,320,358
本来業務事業損失	264,654
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	377,891
2 事業費用	402,526
附帯業務事業損失	24,634
事業損失	289,289
II 事業外収益	
受取利息	138
その他の事業外収益	442
	580
III 事業外費用	
支払利息	36,923
經常損失	325,633
IV 特別利益	
固定資産売却益	29,156
保険解約益	62,292
受贈益	50,000
	141,449
V 特別損失	
固定資産除却損	0
税引前当期純損失	184,183
法人税・住民税及び事業税	241
当期純損失	184,425

様式第一号

法人名 社会医療法人 喜悦会
所在地 福岡県福岡市南区向新町二丁目17番17号

※医療法人整理番号 06061

貸 借 対 照 表
(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,365,528	I 流 動 負 債	1,615,754
現金及び預金	465,968	買掛金	43,988
事業未収金	857,287	短期借入金	1,095,368
たな卸資産	38,911	未払金	62,214
前渡金	610	未払費用	146,341
前払費用	3,918	未払法人税等	241
その他の流動資産	2,912	未払消費税等	7,774
貸倒引当金	△ 4,081	預り金	25,848
II 固 定 資 産	5,025,838	リース債務	83,043
1 有 形 固 定 資 産	4,835,064	賞与引当金	150,739
建物	3,737,809	その他の流動負債	194
構築物	81,268	II 固 定 負 債	4,276,615
医療用器械備品	37,142	長期借入金	3,874,342
その他の器械備品	45,024	リース債務	178,592
車両及び船舶	0	退職給付引当金	223,681
リース資産	212,798		
土地	719,770		
その他の有形固定資産	1,250		
2 無 形 固 定 資 産	158,148	負債合計	5,892,370
ソフトウェア	17,139	純資産の部	
のれん	100,860	科 目	金 額
リース資産	38,240	I 積 立 金	491,329
その他の無形固定資産	1,907	設立等積立金	1,135,902
3 その他の資産	32,625	繰越利益積立金	△ 644,572
有価証券	13,217	II 評価・換算差額等	7,667
役員等長期貸付金	1,407	その他有価証券評価差額金	7,667
長期前払費用	1,597		
その他の固定資産	16,412		
貸倒引当金	△ 9	純資産合計	498,996
資産合計	6,391,366	負債・純資産合計	6,391,366

法人名 社会医療法人 喜悦会

※医療法人整理番号 00061

所在地 福岡県福岡市南区向新町二丁目17番17号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	井上史子	法人役員	理事	金銭の受贈	50,000	寄付金	—
役員	井上史子	法人役員	理事	金銭の借入	50,000	短期借入金	50,000

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人喜悦会

理事長 朔 啓二郎 殿

私たちは、社会医療法人喜悦会の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和7年6月27日
社会医療法人喜悦会

監事 松原 安宏

監事 小河 清裕

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

独立監査人の監査報告書

2025年6月18日

社会医療法人喜悅会
理事会 御中和唐公認会計士事務所
福岡県福岡市

公認会計士

和唐雄一

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人喜悅会の2024年4月1日から2025年3月31日までの会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評

価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

様式第四号

法人名 社会医療法人 喜悦会
所在地 福岡県福岡市南区向新町二丁目17番17号

※医療法人整理番号 00061

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位:千円)

	積立金			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
令和6年3月31日 残高	1,135,902	△ 460,146	675,755	5,476	5,476	681,231
会計年度中の変動額						
当期純利益		△ 184,425	△ 184,425			△ 184,425
会計年度中の変動額合計	—	△ 184,425	△ 184,425	2,190	2,190	△ 182,234
令和7年3月31日 残高	1,135,902	△ 644,572	491,329	7,667	7,667	498,996

様式第五号

法人名 社会医療法人 喜悦会

※医療法人整理番号 06061

所在地 福岡県福岡市南区向新町二丁目17番17号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	6,609,678	-	12,962	6,596,715	2,858,905	190,417	3,737,809
	構築物	252,335	-	-	252,335	171,066	7,687	81,268
	医療用器械備品	390,666	5,159	12,166	383,658	346,516	18,205	37,142
	その他の器械備品	194,380	1,903	3,022	193,261	148,237	13,053	45,024
	車両及び船舶	24,421	-	198	24,223	24,223	469	0
	リース資産	442,462	34,312	61,104	415,670	202,871	68,656	212,798
	土地	793,306	-	73,536	719,770	-	-	719,770
	建設仮勘定	-	-	-	-	-	-	-
	その他の有形固定資産	4,530	1,118	3,014	2,633	1,383	1,882	1,250
	計	8,711,779	42,492	166,004	8,588,268	3,753,204	300,373	4,835,064
無形固定資産	ソフトウェア	301,385	1,950	-	303,335	286,196	14,144	17,139
	のれん	252,151	-	-	252,151	151,291	12,607	100,860
	リース資産	121,923	-	23,934	97,989	59,749	16,355	38,240
	その他の無形固定資産	1,907	-	-	1,907	-	-	1,907
	計	677,368	1,950	23,934	655,384	497,236	43,107	158,148
その他の資産	有価証券	11,026	2,190	-	13,217	-	-	13,217
	役員等長期貸付金	987	480	60	1,407	-	-	1,407
	長期前払費用	1,684	1,010	47	2,647	1,050	300	1,597
	その他の固定資産	16,423	-	11	16,412	-	-	16,412
	貸倒引当金	△ 6	△ 9	△ 6	△ 9	-	-	△ 9
	計	30,115	3,672	112	33,675	1,050	300	32,625

(注) 「当期減少額」の主なものは次のとおりです。

土地 那珂川市松木の土地の売却

様式第六号

法人名 社会医療法人 喜悦会
所在地 福岡県福岡市南区向新町二丁目17番17号

※医療法人整理番号 00061

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金 (流動資産)	3,824	4,081	—	3,824	4,081
貸倒引当金 (固定資産)	6	9	—	6	9
賞与引当金	155,527	150,739	155,527	—	150,739
退職給付引当金	209,425	41,681	27,425	—	223,681

(注) 「当期減少額」の「その他」については、洗替による戻入額です。

様式第七号

法人名 社会医療法人 喜悦会

※医療法人整理番号 00061

所在地 福岡県福岡市南区向新町二丁目17番17号

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	955,000	950,000	0.97%	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	294,084	145,368	0.77%	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	3,969,119	3,874,342	0.64%	(注)
合 計	5,218,203	4,969,710	—	—

(注) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は下記の通りです。

返済期限	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
返済予定額 (千円)	273,240	262,878	248,673	169,222

様式第八号

法人名 社会医療法人 喜悦会
所在地 福岡県福岡市南区向新町二丁目17番17号

※医療法人整理番号 00061

有 価 証 券 明 細 表

1. 有価証券（その他の資産）

銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が純資産額の1%以下であるため、記載を省略しております。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人 喜悦会
所在地 福岡県福岡市南区向新町二丁目17番17号

※医療法人整理番号 00061

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	496,647	—	496,647	32,564	—	529,212
給与費	3,558,561	—	3,558,561	277,731	—	3,836,293
委託費	215,106	—	215,106	4,638	—	219,744
経費	1,041,973	—	1,041,973	86,769	—	1,128,743
売上原価	—	—	—	—	—	—
その他の事業費用	8,068	—	8,068	822	—	8,890
計	5,320,358	—	5,320,358	402,526	—	5,722,885

添付書類(構造設備及び体制)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名:社会医療法人喜悦会 理事長 朔 啓二 印

住 所:福岡県福岡市南区内向新町2丁目17-17

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	那珂川病院
施設の所在地	福岡県福岡市南区内向新町2丁目17-17
管轄保健所名	南保健所

1 診療科目

科目	外科	内科	脳神経外科	整形外科	リハビリテーション科	麻酔科
	泌尿器科	放射線科	循環器内科	肛門外科	消化器内科	消化器外科
	血管外科	腎臓内科	透析外科	眼科	血液内科	科

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
65	116	14	46							79	162

3 構造設備

(1)総括表(該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。)

業務の区分	施 設	設 備 等
☒ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☐ 小児救急医療	☐ 集中治療室 ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☒ 診察室 ☒ 手術室 ☒ 処置室 ☒ 臨床検査施設 ☒ エックス線診療室 ☒ 調剤所 ☐ 保護室 ☐ 面会室 ☒ 専用病床(3床) ☐ 優先的に使用される病床 ☐ 備蓄倉庫 ☐ ヘリポート(☐ 敷地内 ☐ 近隣地) ☒ 医師住宅 ☒ 看護師住宅	☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☒ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☐ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☐ 簡易ベッド ☒ 携帯用医療機器 ☒ 食料 ☒ 飲料水 ☒ 医薬品 ☒ 自家用発電装置 ☒ トリアージタッグ ☒ 救急用自動車 ☒ 広域災害・救急医療情報システム

(2)災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3)開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数(床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数(床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数(床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	11		2	0		0		50		1	8	6	0	0	0	0	78
実人員	18		7	9		8		174		10	23	18	5	38	6	46	362
内特殊関係者	1													1			2

5 勤務体制

	体制	昼間(15時現在)		夜間(3時現在)		休日(15時現在)	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院		4	1		1	
	オンコール				1		1
内 精神科医(再掲)	病院						
	オンコール						
内 小児科医(再掲)	病院						
	オンコール						
内 産婦人科医(再掲)	病院						
	オンコール						
薬剤師	病院		1				
	オンコール				1		1
診療放射線技師	病院		1				
	オンコール				1		1
臨床検査技師	病院		1				
	オンコール				1		1
看護師	病院		2	2		2	
	オンコール				1		1
合 計	病院		9	3		3	
	オンコール				5		5
内 救急医療(再掲) (精神科救急医療含む)	病院		9	3		3	
	オンコール				5		5
内 周産期医療(再掲)	病院						
	オンコール						
内 小児救急医療(再掲)	病院						
	オンコール						

6 その他の体制

(1)精神科救急医療の場合のみ

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無(有・無)
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数(人)

(2)災害医療の場合のみ

- ・災害派遣医療チーム(DMAT)の有無(有・無)

添付書類1-1(救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名:社会医療法人喜悦会 理事長 朔 啓二

住 所:福岡県福岡市南区向新町2丁目17-17

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	那珂川病院
病院の所在地	福岡県福岡市南区向新町2丁目17-17
管轄保健所名	南保健所

[時間外等加算割合]

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	23,415 件	134 件	A 23,549 件
内 時間外加算の算定件数	10 件	0 件	① 10 件
内 休日加算の算定件数	3,113 件	32 件	② 3,145 件
内 深夜加算の算定件数	691 件	4 件	③ 695 件
内 時間外加算の特例の算定件数	1,995 件	13 件	④ 2,008 件
時間外等加算割合{(①+②+③+④)÷A}			24.9%

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における初診料(診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省公示第92号)別表第一区分番号A000に掲げるものをいう。)の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	7,815 件	99 件	7,914 件
内 時間外加算の算定件数	10 件	0 件	10 件
内 休日加算の算定件数	640 件	23 件	663 件
内 深夜加算の算定件数	188 件	4 件	192 件
内 時間外加算の特例算定件数	599 件	8 件	607 件

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	8,038 件	24 件	8,062 件
内 時間外加算の算定件数	0 件	0 件	0 件
内 休日加算の算定件数	1,264 件	6 件	1,270 件
内 深夜加算の算定件数	227 件	0 件	227 件
内 時間外加算の特例算定件数	701 件	3 件	704 件

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	7,562 件	11 件	7,573 件
内 時間外加算の算定件数	0 件	0 件	0 件
内 休日加算の算定件数	1,209 件	3 件	1,212 件
内 深夜加算の算定件数	276 件	0 件	276 件
内 時間外加算の特例算定件数	695 件	2 件	697 件

(合 計)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	23,415 件	134 件	23,549 件
内 時間外加算の算定件数	10 件	0 件	10 件
内 休日加算の算定件数	3,113 件	32 件	3,145 件
内 深夜加算の算定件数	691 件	4 件	695 件
内 時間外加算の特例算定件数	1,995 件	13 件	2,008 件

(記載上の注意事項)

○ (合計)の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類1－2(救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名:社会医療法人喜悦会 理事長 朔 啓二 印

住 所:福岡県福岡市南区内向新町2丁目17-17

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	那珂川病院
病院の所在地	福岡県福岡市南区内向新町2丁目17-17
管轄保健所名	南保健所

[夜間等救急自動車等搬送件数]

消防機関の救急自動車による搬送件数	①	1,951 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	②	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	④	0 件
合 計		1,951 件
3会計年度平均		650 件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における夜間(午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。)及び休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日及び年末年始の日(1月1日を除く12月29日から1月3日まで)及び土曜日又はその振替日)のい救急搬送件数を記載すること。

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類(救急搬送証明書等の写し(患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。))

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	639 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	611 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	701 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

（合 計）

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,951 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

（記載上の注意事項）

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類(構造設備及び体制)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名:社会医療法人喜悦会 理事長 朔 啓二郎 印

住 所:福岡県福岡市南区向新町2丁目17-17

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	ちくし那珂川病院
施設の所在地	福岡県那珂川市仲2丁目8番1号
管轄保健所名	筑紫保健所

1 診療科目

科目	外科	内科	呼吸器外科	呼吸器内科	リハビリテーション科	消化器内科

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
44	99									44	99

3 構造設備

(1)総括表(該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。)

業務の区分	施 設	設 備 等
☒ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☐ 小児救急医療	☐ 集中治療室 ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☒ 診察室 ☒ 手術室 ☒ 処置室 ☒ 臨床検査施設 ☒ エックス線診療室 ☒ 調剤所 ☐ 保護室 ☐ 面会室 ☒ 専用病床(1床) ☐ 優先的に使用される病床 ☐ 備蓄倉庫 ☐ ヘリポート(☐ 敷地内 ☐ 近隣地) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☒ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☐ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☐ 簡易ベッド ☒ 携帯用医療機器 ☒ 食料 ☒ 飲料水 ☒ 医薬品 ☒ 自家用発電装置 ☐ トリアージタッグ ☐ 救急用自動車 ☒ 広域災害・救急医療情報システム

(2)災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3)開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数(床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数(床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数(床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

4 職種別従業員数

人員 \ 職種	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	7		3	1		3		71		2	7	4		17		29	144
実人員	7		3	1		3		66		2	6	4		17		29	138
内特殊関係者																	0

5 勤務体制

	体制	昼間(15時現在)		夜間(3時現在)		休日(15時現在)	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院	1	5	1		1	
	オンコール				1		1
内 精神科医(再掲)	病院						
	オンコール						
内 小児科医(再掲)	病院						
	オンコール						
内 産婦人科医(再掲)	病院						
	オンコール						
薬剤師	病院		3				
	オンコール				1		1
診療放射線技師	病院		2				
	オンコール				1		1
臨床検査技師	病院		3				
	オンコール				1		1
看護師	病院		28	8		15	
	オンコール				1		1
合 計	病院	1	41	9		16	
	オンコール				5		5
内 救急医療(再掲) (精神科救急医療含む)	病院	1	41	9		16	
	オンコール				5		5
内 周産期医療(再掲)	病院						
	オンコール						
内 小児救急医療(再掲)	病院						
	オンコール						

6 その他の体制

(1) 精神科救急医療の場合のみ

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無(有・無)
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数(人)

(2) 災害医療の場合のみ

- ・災害派遣医療チーム(DMAT)の有無(有・無)

添付書類1－1(救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名:社会医療法人喜悦会 理事長 朔 啓二郎 印

住 所:福岡県福岡市南区向新町2丁目17-17

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	ちくし那珂川病院
病院の所在地	福岡県那珂川市仲2丁目8番1号
管轄保健所名	筑紫保健所

[時間外等加算割合]

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	7,903 件	1 件	A 7,904 件
内 時間外加算の算定件数	376 件	0 件	① 376 件
内 休日加算の算定件数	1,343 件	0 件	② 1,343 件
内 深夜加算の算定件数	573 件	0 件	③ 573 件
内 時間外加算の特例の算定件数	945 件	0 件	④ 945 件
時間外等加算割合 [(①+②+③+④) / A]			41.0%

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における初診料(診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省公示第92号)別表第一区分番号A000に掲げるものをいう。)の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	2,204 件	0 件	2,204 件
内 時間外加算の算定件数	271 件	0 件	271 件
内 休日加算の算定件数	277 件	0 件	277 件
内 深夜加算の算定件数	88 件	0 件	88 件
内 時間外加算の特例算定件数	46 件	0 件	46 件

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	2,584 件	1 件	2,585 件
内 時間外加算の算定件数	99 件	0 件	99 件
内 休日加算の算定件数	511 件	0 件	511 件
内 深夜加算の算定件数	177 件	0 件	177 件
内 時間外加算の特例算定件数	348 件	0 件	348 件

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	3,115 件	0 件	3,115 件
内 時間外加算の算定件数	6 件	0 件	6 件
内 休日加算の算定件数	555 件	0 件	555 件
内 深夜加算の算定件数	308 件	0 件	308 件
内 時間外加算の特例算定件数	551 件	0 件	551 件

(合 計)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	7,903 件	1 件	7,904 件
内 時間外加算の算定件数	376 件	0 件	376 件
内 休日加算の算定件数	1,343 件	0 件	1,343 件
内 深夜加算の算定件数	573 件	0 件	573 件
内 時間外加算の特例算定件数	945 件	0 件	945 件

(記載上の注意事項)

○ (合計)の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類1-2(救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: 社会医療法人喜悦会 理事長 朔 啓二郎 日

住 所: 福岡県福岡市南区向新町2丁目17-17

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	ちくし那珂川病院
病院の所在地	福岡県那珂川市仲2丁目8番1号
管轄保健所名	筑紫保健所

[夜間等救急自動車等搬送件数]

消防機関の救急自動車による搬送件数	①	651 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	②	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	④	0 件
合 計		651 件
3会計年度平均		651 件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における夜間(午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。)及び休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日及び年末年始の日(1月1日を除く12月29日から1月3日まで)及び土曜日又はその振替日)のい救急搬送件数を記載すること。

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類(救急搬送証明書等の写し(患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。))

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	50 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	181 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	420 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

（合 計）

消防機関の救急自動車による搬送件数	651 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

（記載上の注意事項）

- （合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

理事等に対する棒給等の支給の基準

医療法第 42 条の 2 第 1 項第 6 号に基づく、医療法施行規則第 30 条の 35 の 2 第 1 項第 1 号ニにより、社会医療法人喜悦会（以下「当法人」という。）の理事長等に対する棒給等の支給基準を次のように定める。

第 1 章 総 則

（目的）

第1条 この規定は当法人の理事及び監事（以下「理事等」という。）の報酬その他の事項を定める。

（役員の種類と適用範囲）

第2条 理事等とは社員総会で選任された理事及び監事をいう。

2 理事等には、常勤・職員（使用人）兼務役員等及び非常勤の理事等を含むものとする。

第 2 章 役員報酬

（役員報酬の決定基準）

第3条 この基準の対象となる報酬・賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当（以下「役員報酬等」という。）は、次のことを斟酌し、不当に高額とならないよう配慮する。

- （1）民間事業者の役員の報酬等
- （2）当法人の従業員の給与
- （3）当法人の経理（特に損益・収支）の状況
- （4）当法人と同規模・類似内容の医療法人の状況
- （5）その他、特に配慮すべき事項

2 理事等には、報酬・賞与・退職手当以外の「職務遂行の対価として受ける財産上の利益」は原則として支給しない。ただし、特別の理由があるとき、その理由・金額等を明らかにして理事会の承認をうるものとする。

3 理事等には、この基準で定める報酬等のほか、特別の経済的利益の供与をしてはならない。

（報酬の勤務形態による区分）

第4条 理事等の報酬は、次表の勤務形態に応じて区分する。

勤務形態別・月額報酬等一覧表

（金額：千円）

理事等		（甲）常勤	（乙）非常勤	備考
A.理事	1号	2,510→4,000	0→500	以上→以下
	2号	1,310→2,500		以上→以下
	3号	1,010→1,300		以上→以下
	4号	200 →1,000		以上→以下
B.監事	—	0→500	0→300	以上→以下

（注）①「常勤」とは、従業員勤務に準じ、原則として週 4 日以上勤務、「非常勤」とは、常勤以外で 1 月に不定期（1 日から数日）勤務する理事等をいう。

- ② 1号から4号は、職位に応じ下記の通りとする。

職位の定義	
1号	理事長(医師であるもの)
2号	会長、理事長(医師でないもの)、院長、副院長(医師であるもの)
3号	施設長、名誉院長
4号	副院長(医師でないもの)、その他

- ③ 「一」は、該当しない区分をいう。

- ④ この金額から源泉徴収税額等を控除する。

(報酬等の算定方法)

第5条 理事等に対する報酬等は、各人毎に第4条「勤務形態別・月額報酬等一覧表」に当てはめて算定し、役職手当等は原則として算定しない。

- 2 理事等に対する賞与は支給しない。
- 3 理事等に対する退職手当は支給しない。

但し、使用人としての地位部分については、「職員退職金規程」に準じて支給する。

(報酬等の支給の方法及び形態)

第6条 常勤の理事等に対する報酬等（退職手当を除く）の支給の方法は、原則として銀行振込みにより、当月1月から当月末までの分を1ヵ月とし、当月の25日に源泉徴収税額等を控除して支給する。

(その他)

第7条 この基準の改定は、税理士等の意見を聞き、理事会の議を経て行う。

- 2 この基準は、当法人の事務所に備置、債権者等に開示するとともに福岡県知事に事業報告書等とともに届出・閲覧に供する。